

後期高齢者医療保険よりお知らせ

▶平成30年度保険料額の通知書・納付書を送付します。

広域連合で保険料額が決定されましたので、7月10日ごろに、被保険者のみなさんおひとりおひとりに、保険料額の通知書と納付書を送付します。



◎保険料の納付方法は・・・

※納付方法は、通知書で必ずご確認ください。

- ・保険料は、原則として年金から徴収されます。＜特別徴収＞
- ・年金額が年額18万円未満の人や、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合算額が年金受給額の2分の1を超える人、普通徴収への変更申出書を提出された人、特別徴収に変わるまでの人は、納付書や口座振替などで個別に納めます。＜普通徴収＞

◎保険料率が変わりました。

法律により、2年ごとに保険料率が改定されます。

平成30・31年度	均等割額 45,200円 所得割率 8.89%	賦課限度額 620,000円
-----------	----------------------------	----------------

◎保険料の均等割額軽減措置が拡充されました。

【拡充内容】

拡充された軽減率	改正後基準額	拡充内容
5割	33万円+「27.5万円×世帯の被保険者数」	軽減対象所得の基準額引き上げ
2割	33万円+「50万円×世帯の被保険者数」	軽減対象所得の基準額引き上げ

◎保険料の軽減措置が改正されました。

- ①所得割額の軽減措置が平成30年度から廃止になりました。
- ②職場の健康保険などの被扶養者だった人の軽減措置の改正

後期高齢者医療制度の資格取得前日に職場の健康保険(健康保険組合や共済組合など)の被扶養者だった人について、所得割額は課されず、均等割額が平成30年度は5割軽減となります。(平成29年度は7割軽減)

※ただし世帯の所得が低い人は均等割額の軽減(9割軽減、8.5割軽減)が優先されます。

▶保険証を年度更新します。

現在使用されている保険証の有効期限は、平成30年7月31日です。8月1日から使用していただく新しい「保険証」は、7月中旬から7月末日までに、簡易書留で配達されます(受け取りには、署名か捺印が必要です)。



有効期限が「平成31年7月31日」となっていますので、確認してください。

◎「限度額適用・標準負担額減額認定証」について

住民税非課税世帯の人には、医療機関での窓口負担が軽減される認定証を交付します。

- ・平成29年度に認定証の交付を受けている人
→こちらから送付しますので、手続き不要です。7月末日までに届かない場合はお問合せください。
- ・新たに認定証の交付を受ける人
→申請が必要です。(申請には保険証と印鑑が必要。認定証のお渡しは、原則8月1日以降です。)

◎「限度額適用認定証」について(平成30年8月1日以降)

負担割合が3割で住民税課税所得が690万円未満の人には医療機関での支払いが限度額までになる認定証を申請により交付します。(申請には保険証と印鑑が必要)

問合せ＝保険年金課 医療係(内線327・328)